

滝川都市計画区域（滝川市、新十津川町）
の整備、開発及び保全の方針（案）について

諮詢 第1号

【諮詢第1号】

滝川都市計画区域（滝川市、新十津川町）（非線引き都市計画区域）

滝川都市計画区域の

整備、開発及び保全の方針（案）について

・都市計画の目標

1. 基本的事項

（1）目標年次

都市づくりの基本理念、将来の都市構造、土地利用、都市施設の決定方針を、平成32年の姿として策定する。

（2）範囲

・本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

区分	市町村名	範囲	規模
滝川都市計画区域	滝川市	行政区域の一部	約 7,429 ha
	新十津川町	行政区域の一部	約 1,313 ha
合 計			約 8,742 ha

2. 都市づくりの基本理念

（1）都市の現状と課題

・本区域は、道央広域連携地域空知地域の中央部に位置している。滝川市は、道央圏と道北圏及び道東圏を結ぶ交通の要衝として、農業を基幹産業としながらも、商業機能の集積や流通機能の拠点となるなど、中空知圏の中核的な都市として発展してきた。新十津川町は、農業を基幹産業として発展しており、新十津川町役場、JR新十津川駅等を中心として市街地が形成され、現在は滝川市と一体的な生活圏を構成している。

・滝川市においては、人口の減少や少子高齢化の進行、郊外部における無秩序な市街地の拡大と中心市街地の空洞化、市街地内での未利用地の発生、日常生活における自動車利用の増加、豊かな農村・田園環境の保全など、今後の都市づくりにおいて対応すべき様々な課題が見られる。

・新十津川町においては、消費者ニーズの多様化や消費行動範囲の拡大などにより、商店街の空洞化が進んでおり、総合的な商店街活性化を図るために、経営者、商工会、行政が一体となって、消費者ニーズに的確に対応する商店街づくりを進める必要がある。また、土地区画整理事業等により住宅地の造成が行われたが、地域経済の低迷から新築住宅戸数は横ばいの状況が続いていることから、活気や魅力ある街並みを創出するため、引き続き、住宅の建設を促進していく必要がある。

- ・工業については、新規企業の誘致を図るため、地域の特性を生かした新たな産業の育成や既存企業の経営体質の強化、技術革新と雇用の場の確保を図る必要がある。

(2) 都市づくりの基本理念

- ・滝川市では、地域特性に応じたコンパクトな都市の形成を目指し、地域資源である豊かな自然環境を守り、地球環境にやさしい都市づくりを進めるとともに、都市づくりのテーマを市民が創る「北のエコ・コンパクトシティたきかわ」とし、次の3つを重視して都市づくりを進めることとしている。

道路軸に都市機能を集約し、市民の暮らしやすさを向上・持続するとともに交通利便性を活かし、地域活力を創出

豊かな自然環境・農村環境を守り、環境負荷を低減

市民が主体となって、暮らしやすい、満足できる、住み続けたい都市づくりの実現

- ・また、今後進めるべき都市づくりの目標として次の3つを掲げている。

高齢者・障がい者・子どもなど、みんなが暮らしやすい都市づくり

既存ストックを活かした活力ある都市づくり

豊かな環境を守る・活かす都市づくり

- ・新十津川町では、自然や緑の豊かなまち、歴史や文化のあるまちなどを踏まえた都市づくりを今後とも進めるため、まちづくりのテーマを「郷土愛を胸に安心で住みよい未来を築くまち～緑と文化の薫るふれあいのまち新十津川～」とし、まちづくりの目標として次の3つを掲げている。

豊かな自然環境と調和した活力あるまちづくり

町民がふれあう優しいまちづくり

安心・快適でわかりやすい生活環境を築くまちづくり

- ・中心市街地については、滝川市中心市街地活性化基本計画に基づき、既存ストックを活用した機能集積とまちなか居住を推進し、市民活動の拠点としての中心市街地の活性化及び機能回復を図ることとしている。

- ・本区域の都市づくりにおいては、このことを踏まえるとともに、今後は人口の減少や少子高齢化が進行することから、市街地の拡大を抑制し、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造、さらには、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換を目指す。

. 区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林業への影響も少ないとから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、人口は減少の傾向を示し、産業についても著しい成長に転じることは容易ではないと

推測される。

一方、世帯数については増加の傾向を示しているが、今後は未利用地等を有効活用しながら、これまで整備等を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

本区域の中心市街地においては、人口減少や少子高齢化にともなうコミュニティの衰退、空き店舗・空地などの増加による商業業務機能の衰退、賑わいの喪失などがみられ、中心市街地の機能回復が求められている。

また、既存の市街地においては未利用地が散見され、今後も増加することが予想される一方、郊外の農業地域においては農地転用による都市的土地利用の無秩序な拡大がみられ、都市機能の適切な配置と集約化が必要となっている。

このため本区域においては、都市を取り巻く環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活が持続可能なコンパクトな都市づくり、さらには、低炭素型都市構造への転換を目指し、住宅地、商業業務地、工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。

住宅地

- ・本区域の住宅地は、高度利用住宅地、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。
- ・滝川市街地の中心商業業務地には、高度利用住宅地を配置し、商業業務のほか、行政、金融、医療・福祉など多様な都市機能の集積による高い利便性を享受し、安全で安心な住環境が備わった、まちなか居住を推進する。
- ・滝川市街地の中心商業業務地の周囲や3・3・2号大通（国道12号）3・3・3号東三号通（国道12号滝川バイパス）3・3・5号東大通（国道38号）3・4・6号西大通（国道451号）及び3・4・15号西二号通で構成される都市幹線街路の沿道には一般住宅地を配置し、生活利便施設等の立地と公共交通機関でのアクセスの確保による利便性の向上、良好な住環境の保全を図ることにより、滝川市街地における徒歩を中心とした日常生活圏の形成、維持を図る。
- ・滝川市街地の都市幹線街路の外側には専用住宅地を配置し、利便性の確保と周辺の田園環境との調和が図られた良好な住環境の形成を図る。
- ・江部乙地区については、地域商業業務地の周囲や3・3・2号大通（国道12号）の沿道に一般住宅地を、市街地西側に専用住宅地をそれぞれ配置し、日常生活圏の維持や周辺の

自然環境、田園環境との調和が図られた住環境を形成する。

- ・東滝川地区については、JR東滝川駅の周囲に一般住宅地を配置し、生活利便施設の立地を一定程度許容するとともに、市街地外縁部に計画的に整備された専用住宅地を配置し、安心とゆとりのある住環境の形成を図る。
- ・新十津川市街地の地域商業業務地の周囲や3・3・101号札沼通（国道275号）沿道には一般住宅地を配置し、沿道環境と背後地の住環境の調和を図るとともに、市街地の外縁部には土地区画整理事業等により計画的に整備された専用住宅地を配置し、周囲の自然環境、田園環境と調和した、低層住宅主体のゆとりある住環境の形成を図る。

商業業務地

- ・本区域の商業業務地は、中心商業業務地、地域商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。
- ・中心商業業務地は滝川市街地の3・3・2号大通（国道12号）及び3・3・5号東大通（国道38号）の交差部からJR滝川駅前にかけて配置し、滝川市中心市街地活性化基本計画に基づき、商業業務施設や娯楽施設の集積のほか、行政、金融、医療・福祉、居住など多様な都市機能の集積、複合化により、広域的な生活圏の形成、維持を図るとともに、中心市街地らしいにぎわいのある空間形成を図る。
- ・滝川市街地の3・3・2号大通（国道12号）及び3・4・6号西大通（国道451号）の沿道には、地域商業業務地を配置し、中心商業業務地と一体となって、滝川市街地における生活利便性の向上を図る。
- ・江部乙地区のJR江部乙駅前沿道には地域商業業務地を配置し、生活利便施設等の立地を図ることにより、それぞれの市街地における日常生活圏の維持を図る。
- ・新十津川町中央地域や橋本・みどり地域の3・3・101号札沼通（国道275号）沿道には、景観の統一や環境整備がされた地域商業業務地を配置し、生活利便施設等の立地を図ることにより日常生活圏の維持を図る。
- ・滝川市街地の3・3・3号東三号通（国道12号滝川バイパス）と3・3・5号東大通（国道38号）の交差部を中心とした沿道には、沿道商業業務地を配置し、交通利便性の高さを生かした生活利便施設等の集積により、道路利用者や背後地の住宅地の利便性の維持を図るとともに、中心商業業務地との調和と連携を図る。
- ・滝川市においては、特別用途地区を定めることにより、商業業務機能の適切な配置を図る。

工業地

- ・本区域の工業・流通業務地は、一般工業地及び流通業務地で構成する。
- ・滝川市街地の滝川工業団地には一般工業地を配置し、工業系土地利用の集積を図る。また、当該団地の西側地域には、特別用途地区を活用した研究研修機能の土地利用を促進する。

- ・滝川市街地北側の3・3・2号大通（国道12号）沿道の滝川中央工業団地には一般工業地を配置し、広域幹線道路沿道の交通利便性の高さを生かした工業系土地利用の集積を図る。
- ・3・3・2号大通（国道12号）沿道には一般工業地を配置し、背後地の住環境や田園環境の保全に配慮しながら、沿道型工業施設の立地を図る。
- ・滝川市街地東側の3・3・5号東大通（国道38号）沿道の中空知流通関連団地には流通業務地を配置し、道央圏と道北圏及び道東圏を結ぶ交通の要衝として、広域幹線道路や北海道縦貫自動車道滝川インターチェンジに近接する交通利便性の高さを生かした流通業務施設のさらなる集積を図る。
- ・新十津川市街地の3・3・101号札沼通（国道275号）と3・4・23号滝新通（国道451号滝新バイパス）の交差部の周囲には専用工業地及び流通業務地を配置し、引き続き企業誘致等を進めることにより、交通利便性の高さを生かした工業施設や流通業務施設の集積を図る。
- ・工業・流通業務地には、必要に応じて特別用途地区を定めることにより、合理的な操業環境等の形成や周辺の住環境の保全に配慮する。

（2）土地利用の方針

用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・中心商業業務地の縁辺部については、都市機能の集積と複合化を図るため、住宅地への転換など土地利用の見直しを進める。
- ・滝川工業団地の北側については、住宅地としての土地利用が進んでいることから、住環境の保全と合理的な操業環境の確保を図るため、住宅地への土地利用の見直しを進める。
- ・中心商業業務地から3・3・3号東三号通（国道12号滝川バイパス）との交差部にかけての3・3・5号東大通（国道38号）沿道の土地利用については、沿道商業業務地における商業業務機能の集積と背後地の一般住宅地の住環境の保全に配慮し、それぞれの土地利用の範囲について見直しを進める。
- ・都市幹線街路外側の専用住宅地においては、既存の住宅地の密度等を踏まえ、ゆとりある住環境の保全を図るため、必要に応じて低層住宅を主体とした専用住宅地に土地利用の純化を図る。

居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・滝川市街地の中島地区を含む周辺の専用住宅地については、地区計画を定め、閑静でゆとりのある住宅地としての住環境及び景観を保全する。
- ・新十津川市街地の専用住宅地については、土地区画整理事業等により形成された良好な住環境の保全を図る。

優良な農地との健全な調和に関する方針

- ・本区域のうち、集団的農用地や、国・道営の土地改良事業等各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として今後とも優良な農用地として、その保全に努める。

災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・溢水、湛水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。

計画的な都市的土地区画整理事業の実現に関する方針

- ・用途白地地域については、営農環境や田園景観の保全、無秩序な市街化の抑制を図るため、特定用途制限地域を定め、田園地域や幹線道路沿道など、地域ごとの特性に応じた土地利用の整序を図る。特に、3・3・3号東三号通（国道12号滝川バイパス）沿道の用途白地地域については、優良な農地があることから、特定用途制限地域等を定め、無秩序な土地利用による営農環境等の悪化を防ぐ。
- ・滝川中央工業団地及び中空知流通関連団地については、流通業務施設を中心とした工業系土地利用の集積が進んでいることから、今後の工業・流通業務施設の立地動向等を踏まえ、必要が認められる場合には、農林業との調整を十分に図った上で、これらの団地を拡大し、工業系用途地域等を定めることにより、計画的な工業・流通業務地の整備を進める。
- ・新十津川市街地の橋本地区西側の用途白地地域には既存の住宅地が形成されており、今後の土地利用の動向等を踏まえ、住環境の保全を図る必要が認められる場合には、農林業との調整を十分に図った上で、用途地域を定め、隣接する市街地と一体的に土地利用の整序を図る。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の方針

（1）交通施設

基本方針

a 交通体系の整備の方針

滝川市、新十津川町は、道央広域連携地域空知地域の中央部に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。

このため広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的、一体的に進めるとともに、

人口減少などの社会情勢の変化に対応した、将来の都市像に沿った交通体系となるいるかについて検討し、都市計画道路の見直しを図る。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化、多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と、情報技術などを活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で、交通施設整備を検討する。

これらの考え方を基に、基本方針は次のとおりとする。

- ・都市間や空港、港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や、交通結節点の整備などを進める。
- ・滝川市、新十津川町は豪雪地・帶であり、冬季間の交通の確保やバリアフリーなどを始め、冬の交通環境の改善を図る。

b 整備水準の目標

- ・交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って整備を図っていくものとするが、当面次のような整備水準を目標とする。
- ・街路網については、平成42年（平成22年滝川市都市交通マスタープランの目標年次等）までに、広域交通に対応した骨格街路網の形成を目指すとともに、都市内の幹線街路網は、各道路機能に応じて段階的な整備を進め、長期的には、幹線街路網密度がおおむね 2.09 km/km^2 となるように都市計画道路の整備を図る。

年 次	平成17年（基準年）	平成32年（目標年）
幹線街路網密度	1.17 km/km^2	2.01 km/km^2

主要な施設の配置の方針

a 道路

- ・北海道縦貫自動車道が市街地東側を通過していることから、広域幹線軸としてアクセス機能の強化を図る。
- ・3・3・2号大通（国道12号）3・3・3号東三号通（国道12号滝川バイパス）3・3・5号東大通（国道38号）3・4・6号西大通（国道451号、3・4・23号滝新通（国道451号滝新バイパス）3・3・101号札沼通（国道275号）を広域都市軸として都市の骨格となる道路とする。
- ・3・4・8号蔵前通（一般道道滝川停車場線）3・4・29号十二丁目通（一般道道江部乙赤平線）3・4・104号学園通（一般道道学園新十津川停車場線）一

般道道北滝の川東滝川停車場線及びその他の都市計画道路を配置し、中空知圏域交流軸として都市内道路網を形成する。

- ・JR函館本線の滝川駅に駅前広場を配置しており、交通結節点機能を確保する。

主要な施設の整備目標

a 道路

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりである。

- ・3・3・2号大通（国道12号）の整備促進
- ・3・4・29号十二丁目通（一般道道江部乙赤平線）の整備促進

（2）下水道及び河川

基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

近年における都市化に伴い、市街地の保水機能の低下など、水循環機能に大きな変化が生じている。このため土地利用と河川及び下水道との整備計画との整合を図り、総合的な治水対策を促進する。

ア 下水道

- ・良好な都市環境の確保、公共用海域の水質保全及び浸水の防除を図り、都市の健全な発展と公衆衛生の向上に資するため、石狩川流域下水道計画と整合を図りつつ、下水道整備を促進する。

イ 河川

- ・市街地の開発にあたっては流域が本来有している保水、遊水機能の確保を図り、流域の土地利用計画などを勘案し、総合的な治水対策を推進するとともに、自然環境の保全を図る。

b 整備水準の目標

ア 下水道

- ・下水道の普及率は平成17年で滝川市が93.2%、新十津川町が57.6%であり、今後も市街地の下水道の普及を目指し、整備の推進を図る。

イ 河川

- ・河川については、治水安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

主要な施設の配置の方針

a 下水道

- ・生活雑排水、産業排水などによる水質汚濁や雨水による浸水の被害を防ぎ、衛生的な都市生活の充実と確保を目標として、将来的な土地利用と整合を図りながら滝川

公共下水道及び石狩川流域下水道の整備の促進を図り、合流式下水道の分流化への改善を図るとともに、適切な改築更新を図る。

b 河川

- ・石狩川、空知川、徳富川、ラウネ川、江部乙川などの河川については、各種開発事業などとの調整を図りつつ、親水機能にも配慮した自然と触れ合う水辺空間の活用や、総合的な治水対策などに努める。

主要な施設の整備目標

a 下水道

- ・市街地の合流式下水道の分流化への改善を進めるとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら、改築更新を行う。

b 河川

- ・石狩川、ラウネ川、江部乙川については、周辺の土地利用との整合を図りながら、河川改修を促進する。

(3) その他の都市施設

基本方針

a 廃棄物処理施設

- ・一般廃棄物処理施設は、「北海道循環型社会推進基本計画」、「北海道廃棄物処理計画」、「ごみ処理の広域化計画」、「中・北空知地域ごみ処理広域化計画」、滝川市及び新十津川町において定める「一般廃棄物処理基本計画」等に基づき、計画的な施設の整備及び維持管理を図る。また、民間事業者等による一般廃棄物処理施設については、各計画における位置づけ等を踏まえ、公益性及び恒久的性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。
- ・産業廃棄物処理施設は、「北海道循環型社会推進基本計画」及び「北海道廃棄物処理計画」に基づき、適切な立地及び施設整備となるよう誘導を図るとともに、各計画における位置づけ等を踏まえ、公益性及び恒久的性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

b 火葬場

- ・中空知火葬場（滝の川斎苑）は、施設の適切な維持管理を図るとともに、今後の需要に応じて、周辺環境に配慮しつつ施設更新について検討を進める。

c 市場

- ・滝川地方卸売市場は、消費者ニーズや流通形態の多様化に伴い、取扱高減少や市場外

取引の増大が進み、市場の取扱量が減少していることから、市場としての適正な規模を検討する。

主要な施設の配置の方針

a 廃棄物処理施設

- ・一般廃棄物処理施設は、中プロック3市2町（滝川市、赤平市、芦別市、新十津川町、雨竜町）による一部事務組合の運営により、滝川市江部乙町・東滝川地区に配置し、今後も施設の適切な維持管理を図る。

b 火葬場

- ・中空知火葬場（滝の川斎苑）は、滝川市街地東側の用途白地地域に配置し、施設の適切な維持管理を図るとともに、今後の需要に応じて、周辺環境に十分配慮しつつ現位置での施設更新について検討を進める。

c 市場

- ・滝川地方卸売市場は、滝川市街地の中空知流通関連団地に配置しており、今後の市場の取扱量等を踏まえ、市場としての適正な規模を検討する。

3. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

（1）基本方針

- ・本区域では、骨格となる河川軸を形成している石狩川、空知川、徳富川の河川が、市街地を流れ、肥沃な大地として豊かな緑の生育環境を形成している。また石狩川、空知川の河岸段丘が、市街地に多彩な樹林地を残し良好な河川空間を形成している。また北東部の丘陵山地である丸加高原を源流とし、南西部に流れる中小河川が、豊かな自然環境を残しながら市街地を貫流し石狩川へ注ぎ込んでいる。

この緑地の形態に即応して、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成各系統における機能が総合的に発揮され、緑のネットワークを形成するように公園緑地などを適正に配置し、整備保全に努める。

（2）主要な緑地の配置の方針

- ・日常生活圏としてのまちりや、地理的条件、市街地の進展動向および誘致距離を勘案し、住民の身近なレクリエーション活動の場や地震、火災などの諸災害発生時の一時避難地として住区基幹公園、緑地の適正な配置、整備を図ることとし、中央公園などの配置、整備を図る。
- ・多様なレクリエーション活動、災害発生時の復旧活動の拠点などとして機能する都市基幹公園、地域の特性を活かした多彩な公園、緑地などの適正な配置、整備を図ることとし、池の前水上公園、滝の川公園、滝川公園、空知川緑地、石狩徳富河川緑地などの配

置、整備を図る。

- ・自然性に富んだ緑地や、風致の維持、良好な景観形成に資する緑地の保全に努める。
- ・石狩川、空知川、徳富川、ラウネ川、江部乙川などの河川空間や幹線道路の道路空間などの緑を充実し、緑豊かで潤いのある水と緑のネットワークの形成に努める。
- ・既存公園については、長寿命化に努めながら改築更新を行う。

（3）実現のための具体的な方針

- ・緑の基本計画などを踏まえ、必要なものを公園、緑地などの都市施設、風致地区などの地域地区として、都市計画決定を行う。